

警察庁における公印に関する訓令

昭和32年4月18日

警察庁訓令第5号

最終改正 令和3年3月31日 警察庁訓令第3号

(この訓令の目的)

第1条 この訓令は、警察庁における官印、庁印、局印、部印及び課印（以下「公印」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(公印の制式)

第2条 公印の制式は、別表第1のとおりとする。

(公印の保管)

第3条 公印は、別表第2に掲げる課長その他の官職にある者（以下「課長等」という。）が保管するものとする。ただし、特に必要があるときは、課長等の指定する保管責任者が保管するものとする。

2 課長等は、保管責任者を指定したときは、その者の官職及び氏名を直ちに長官官房総務課長（以下「総務課長」という。）に通知しなければならない。

(公印の作成等)

第4条 公印を作成し、又は改刻しようとする者は、理由を附してその旨を総務課長に申し出なければならない。

2 総務課長は、前項の申出があつた場合において、その理由を審査の上、必要があると認めるときは、公印を作成し、又は改刻してこれを交付するものとする。

3 公印を廃止しようとする者は、その旨を総務課長に届け出なければならない。

(公印の登録)

第5条 総務課長は、公印台帳を備え、公印の印影を登録しなければならない。

(公印の使用)

第6条 前条の規定により登録された公印以外の印章は、公文書に使用してはならない。

2 公印は、公文書以外に使用してはならない。

(附属機関及び地方機関の公印)

第7条 附属機関及び地方機関の公印については、この訓令の規定に準じ、各機関の長（当

該機関が四国警察支局である場合にあつては、中国四国管区警察局長) が定めるものとする。

(会計機関の公印)

第8条 公印のうち国の会計機関の使用する公印に関する規則(昭和39年大蔵省令第22号)の規定による公印については、第3条、第4条および第5条の規定中「総務課長」とあるのは「長官官房会計課長」と読み替えるものとする。

附 則

この訓令は、昭和32年5月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

公印の 種 別	当該官庁局部課	公印に表示する文字	大きさ
	警察庁長官	警察庁長官之印	30ミリメ ートル平 方
	警察庁次長	警察庁次長之印	
	警察庁長官官房長	警察庁長官官房長之印	
	警察庁生活安全局長	警察庁生活安全局長之印	
	警察庁刑事局長	警察庁刑事局長之印	
	警察庁刑事局組織犯罪対策 部長	警察庁刑事局組織犯罪対策 部長之印	
	警察庁交通局長	警察庁交通局長之印	
	警察庁警備局長	警察庁警備局長之印	
	警察庁警備局外事情報部長 之印	警察庁警備局外事情報部長 之印	
	警察庁警備局警備運用部長 之印	警察庁警備局警備運用部長 之印	
	警察庁情報通信局長	警察庁情報通信局長之印	
	警察庁長官官房総括審議官 之印	警察庁長官官房総括審議官 之印	
	警察庁長官官房政策立案総 括審議官	警察庁長官官房政策立案総 括審議官之印	
	警察庁長官官房公文書監理 官	警察庁長官官房公文書監理 官之印	
	警察庁長官官房サイバーセ キュリティ・情報化審議官 之印	警察庁長官官房サイバーセ キュリティ・情報化審議官 之印	
	警察庁長官官房審議官	警察庁長官官房審議官之印	
	警察庁長官官房技術審議官 之印	警察庁長官官房技術審議官 之印	

警察庁長官官房参事官	警察庁長官官房参事官之印
警察庁長官官房首席監察官	警察庁長官官房首席監察官之印
警察庁長官官房総務課長	警察庁長官官房総務課長之印
警察庁長官官房企画課長	警察庁長官官房企画課長之印
警察庁長官官房人事課長	警察庁長官官房人事課長之印
警察庁長官官房会計課長	警察庁長官官房会計課長之印
警察庁長官官房教養厚生課長	警察庁長官官房教養厚生課長之印
警察庁長官官房国家公安委員会会務官	警察庁長官官房国家公安委員会会務官之印
警察庁生活安全局生活安全企画課長	警察庁生活安全局生活安全企画課長之印
警察庁生活安全局少年課長	警察庁生活安全局少年課長之印
警察庁生活安全局保安課長	警察庁生活安全局保安課長之印
警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課長	警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課長之印
警察庁生活安全局生活経済対策管理官	警察庁生活安全局生活経済対策管理官之印
警察庁刑事局刑事企画課長	警察庁刑事局刑事企画課長之印
警察庁刑事局捜査第一課長	警察庁刑事局捜査第一課長之印

官印	警察庁刑事局捜査第二課長	警察庁刑事局捜査第二課長 之印	23ミリメ ートル平 方
	警察庁刑事局捜査支援分析 管理官	警察庁刑事局捜査支援分析 管理官之印	
	警察庁刑事局犯罪鑑識官	警察庁刑事局犯罪鑑識官之 印	
	警察庁刑事局組織犯罪対策 部組織犯罪対策企画課長	警察庁刑事局組織犯罪対策 部組織犯罪対策企画課長之 印	
	警察庁刑事局組織犯罪対策 部暴力団対策課長	警察庁刑事局組織犯罪対策 部暴力団対策課長之印	
	警察庁刑事局組織犯罪対策 部薬物銃器対策課長	警察庁刑事局組織犯罪対策 部薬物銃器対策課長之印	
	警察庁刑事局組織犯罪対策 部国際捜査管理官	警察庁刑事局組織犯罪対策 部国際捜査管理官之印	
	警察庁交通局交通企画課長	警察庁交通局交通企画課長 之印	
	警察庁交通局交通指導課長	警察庁交通局交通指導課長 之印	
	警察庁交通局交通規制課長	警察庁交通局交通規制課長 之印	
	警察庁交通局運転免許課長	警察庁交通局運転免許課長 之印	
	警察庁警備局警備企画課長	警察庁警備局警備企画課長 之印	
	警察庁警備局公安課長	警察庁警備局公安課長之印	
	警察庁警備局外事情報部外 事課長	警察庁警備局外事情報部外 事課長之印	
	警察庁警備局外事情報部国	警察庁警備局外事情報部国	

際テロリズム対策課長	際テロリズム対策課長之印	
警察庁警備局警備運用部警備第一課長	警察庁警備局警備運用部警備第一課長之印	
警察庁警備局警備運用部警備第二課長	警察庁警備局警備運用部警備第二課長之印	
警察庁情報通信局情報通信企画課長	警察庁情報通信局情報通信企画課長之印	
警察庁情報通信局情報管理課長	警察庁情報通信局情報管理課長之印	
警察庁情報通信局通信施設課長	警察庁情報通信局通信施設課長之印	
警察庁情報通信局情報技術解析課長	警察庁情報通信局情報技術解析課長之印	
国立国会図書館支部警察庁図書館長	国立国会図書館支部警察庁図書館長之印	
警察庁歳入徴収官	警察庁歳入徴収官之印	
警察庁支出負担行為担当官	警察庁支出負担行為担当官之印	
警察庁支出負担行為認証官	警察庁支出負担行為認証官之印	
警察庁官署支出官	警察庁官署支出官之印	
警察庁契約担当官	警察庁契約担当官之印	
警察庁物品管理官	警察庁物品管理官之印	
警察庁官報報告主任	警察庁官報報告主任官之印	20ミリメートル平方
警察庁分任物品管理官	警察庁分任物品管理官之印	
警察庁資金前渡官吏	警察庁資金前渡官吏之印	
警察庁歳入歳出外現金出納官吏	警察庁歳入歳出外現金出納官吏之印	
警察庁政府保管有価証券取	警察庁政府保管有価証券取	

	扱主任官	扱主任官之印	
	警察庁懲戒審査委員会委員長	警察庁懲戒審査委員会委員長之印	30ミリメートル平方
	警察庁懲戒審査会委員長	警察庁懲戒審査会委員長之印	
	警察庁分限審査委員会委員長	警察庁分限審査委員会委員長之印	
庁印	警察庁	警察庁之印	35ミリメートル平方
局印	警察庁長官官房	警察庁長官官房之印	30ミリメートル平方
	警察庁生活安全局	警察庁生活安全局之印	
	警察庁刑事局	警察庁刑事局之印	
	警察庁交通局	警察庁交通局之印	
	警察庁警備局	警察庁警備局之印	
	警察庁情報通信局	警察庁情報通信局之印	
部印	警察庁刑事局組織犯罪対策部	警察庁刑事局組織犯罪対策部之印	30ミリメートル平方
	警察庁警備局外事情報部	警察庁警備局外事情報部之印	
	警察庁警備局警備運用部	警察庁警備局警備運用部之印	
	警察庁長官官房総務課	警察庁長官官房総務課之印	
	警察庁長官官房企画課	警察庁長官官房企画課之印	
	警察庁長官官房人事課	警察庁長官官房人事課之印	
	警察庁長官官房会計課	警察庁長官官房会計課之印	
	警察庁長官官房教養厚生課	警察庁長官官房教養厚生課之印	
	警察庁生活安全局生活安全	警察庁生活安全局生活安全	

企画課	企画課之印	
警察庁生活安全局少年課	警察庁生活安全局少年課之印	
警察庁生活安全局保安課	警察庁生活安全局保安課之印	
警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課	警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課之印	
警察庁刑事局刑事企画課	警察庁刑事局刑事企画課之印	
警察庁刑事局捜査第一課	警察庁刑事局捜査第一課之印	
警察庁刑事局捜査第二課	警察庁刑事局捜査第二課之印	
警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課	警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課之印	28ミリメートル平方
警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課	警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課之印	
警察庁刑事局組織犯罪対策部薬物銃器対策課	警察庁刑事局組織犯罪対策部薬物銃器対策課之印	
警察庁交通局交通企画課	警察庁交通局交通企画課之印	
警察庁交通局交通指導課	警察庁交通局交通指導課之印	
警察庁交通局交通規制課	警察庁交通局交通規制課之印	
警察庁交通局運転免許課	警察庁交通局運転免許課之印	
警察庁警備局警備企画課	警察庁警備局警備企画課之印	

課印

警察庁警備局公安課	警察庁警備局公安課之印	
警察庁警備局外事情報部外事課	警察庁警備局外事情報部外事課之印	
警察庁警備局外事情報部国際テロリズム対策課	警察庁警備局外事情報部国際テロリズム対策課之印	
警察庁警備局警備運用部警備第一課	警察庁警備局警備運用部警備第一課之印	
警察庁警備局警備運用部警備第二課	警察庁警備局警備運用部警備第二課之印	
警察庁情報通信局情報通信企画課	警察庁情報通信局情報通信企画課之印	
警察庁情報通信局情報管理課	警察庁情報通信局情報管理課之印	
警察庁情報通信局通信施設課	警察庁情報通信局通信施設課之印	
警察庁情報通信局情報技術解析課	警察庁情報通信局情報技術解析課之印	
警察庁懲戒審査委員会	警察庁懲戒審査委員会之印	30ミリメートル平方
警察庁懲戒審査会	警察庁懲戒審査会之印	
警察庁分限審査委員会	警察庁分限審査委員会之印	

備考 表示する文字は左横書きとする。

別表第2（第3条関係）

官印	警察庁長官の印	長官官房総務課長
	警察庁次長の印	
	警察庁長官官房長の印	
	警察庁生活安全局長の印	生活安全局生活安全企画課長
	警察庁刑事局長の印	刑事局刑事企画課長
	警察庁刑事局組織犯罪対策部長の印	刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課長
	警察庁交通局長の印	交通局交通企画課長
	警察庁警備局長の印	警備局警備企画課長
	警察庁警備局外事情報部長の印	警備局外事情報部外事課長
	警察庁警備局警備運用部長の印	警備局警備運用部警備第一課長
	警察庁情報通信局長の印	情報通信局情報通信企画課長
	その他の官印	当該官職にある者
庁 印		長官官房総務課長
局印	警察庁長官官房の印	長官官房総務課長
	警察庁生活安全局の印	生活安全局生活安全企画課長
	警察庁刑事局の印	刑事局刑事企画課長
	警察庁交通局の印	交通局交通企画課長
	警察庁警備局の印	警備局警備企画課長
	警察庁情報通信局の印	情報通信局情報通信企画課長
部印	警察庁刑事局組織犯罪対策部の印	刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課長
	警察庁警備局外事情報部の印	警備局外事情報部外事課長
	警察庁警備局警備運用部の印	警備局警備運用部警備第一課長
課 印		当該課長（警察庁懲戒審査委員会の印、警察庁懲戒審査会の印及び警察

庁分限審査委員会の印については、
長官官房人事課長)